

① 制度の概要

京都市の南部地域における企業集積を推進するため、営農が困難な生産緑地を産業用地に土地利用転換（売買または貸付）する者に対し奨励金を交付する制度です。新しい京都の活力を支えるため、ものづくり企業の本社や研究開発機能の集積を目的としています。

奨励金の交付は、土地の売却価格の10%（上限3,000万円）または、土地の貸付の場合は固定資産税・都市計画税相当額（上限400万円／年を5年）となります。土地利用転換を促すための京都府独自の支援制度です。

② 支援内容

□ 土地の売買に対する奨励金

らくなん進都内の生産緑地を産業用地へ売却する場合に適用。

最大3,000万円

補助率1/10以内

□ 土地の貸付に対する奨励金

らくなん進都内の生産緑地を産業用地として貸し付ける場合に適用。

最大400万円／年（5年）

補助率100%

③ 対象となる事業・経費

【土地の売買】

- らくなん進都内の生産緑地地区が対象。
- 営農が困難となっている土地の土地利用転換であること。
- 産業用地（事務所・研究施設・工場）への土地利用転換であること。

【土地の貸付】

- 土地の売買と同一の要件を満たすこと。
- 貸付による利用転換であること。
- 奨励金は固定資産税・都市計画税相当額。

④ 対象者

- らくなん進都内に都市農地を所有する個人または法人。
- 事業所等を立地しようとする事業者等に対して売却または貸付を行うこと。
- 事業指定の決定から5年内に事業所等の工事に着手すること。

△ 補足事項

- 要件を満たしても審査があり、必ずもらえるわけではありません。
- 公募から採択まで数か月かかる点にご注意ください。
- 原則、事業終了後の後払い（清算払い）です。
- 奨励金は返済不要の公的支援制度です。

⑤ 採択率向上のポイント

- 事業計画が京都市の「らくなん進都まちづくりの取組方針」と整合していること。
- 当該地が「営農困難」であることの客観的な証拠資料を整備する。
- 立地する事業所等の工事計画が具体的に確定していること。
- 事業指定の決定後、5年内に工事着手する実現性が高いこと。
- 申請前の生産緑地の買取申出を行っていないことを確認する。
- 地元との調整など、地域社会への貢献や配慮を示す。

⑥ 戦略的分析

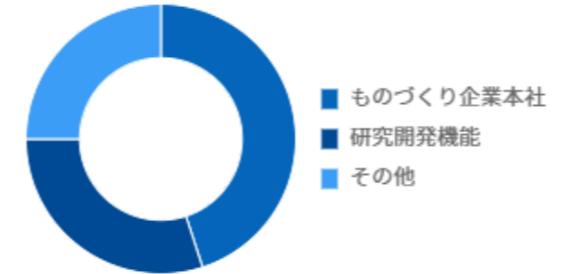
【土地所有者】

- 土地売却のメリットは高額な奨励金（最大3,000万円）を得られる点。
- 土地貸付は税相当額が補填され、長期的な安定収入に繋がる。
- 土地利用転換後の事業所等立地の確実性が重要視される。

【立地事業者】

- らくなん進都への集積推進に貢献する事業内容が求められる。
- 工場・研究施設・本社機能の立地が制度の目的に合致する。
- 都市農地の利用転換による土地取得コスト削減に繋がる。

⑦ らくなん進都



地域振興の目標（想定）

ものづくり企業の本社や研究開発機能の集積を促進。

⑧ 想定される事業所の種類

事業所の用途	代表的な取組例
工場	高度な技術を要する製造業の生産拠点新設
研究施設	新製品開発のためのR&Dセンターの設立
事務所	ものづくり企業の地域統括本社機能の移転・新設

⑨ 専門家活用のススメ

- 行政書士：申請書類や手続きの代行・指導を受ける。
- 不動産鑑定士：売却価格の評価や土地利用転換の相談。
- 中小企業診断士：事業計画策定の支援とアドバイス。

⑩ 必要書類とチェックポイント

提出書類	チェックポイント
申請書一式	<ul style="list-style-type: none">土地所有者と立地事業者の連名を確認。事業指定申請書の内容と添付書類の整合性。
事業計画書	<ul style="list-style-type: none">事業所の用途が対象用途（事務所等）に該当するか。5年内の工事着手予定が明記されているか。
土地に関する書類	<ul style="list-style-type: none">土地の所在や面積、生産緑地地区の指定状況。営農困難な状況を証明する書類。
その他	<ul style="list-style-type: none">売買・貸付の契約書等（予定で可）。法人または個人の登記事項証明書など。

⑪ 申請スケジュール

● 事前準備

- 土地利用転換先事業者との売買・貸付交渉を実施。
- 営農困難であることの証明資料や事業計画の策定。

● 申請期間

随時～随時

- 詳細な申請期限は公募主体に直接確認が必要です。
- 毎年度予算の範囲内において実施しています。

● 審査期間

- 申請受付後、審査・指定決定まで一定の期間を要します。

● 採択結果通知

- 指定決定通知書をもって結果が通知されます。
- 通知後、土地の売買・貸付が実行可能となります。

● 交付決定

- 売買・貸付完了後に交付申請を行い、奨励金が交付。
- 事業完了と実績報告が必要です。

⑫ 問い合わせ

制度詳細

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000333204.html>

詳細な手続きや公募要項は必ず制度詳細ページをご確認ください。

お問い合わせ

都市計画局まち再生・創造推進室

らくなん進都担当

TEL.075-222-3503

※お問い合わせは制度詳細ページよりお願いいたします。